

## 「臓器の移植に関する法律案」の衆院可決について—談 話—

—新医協会長 菱山 珠 夫—

「脳死は人の死」とする臓器移植法案は、他のいくつかの極めて深刻重大な問題をかかえた法案と同じように、ほとんど立ち入った検討・審議ぬきに衆院を通過したという印象を受けている。

衆院での審議は事実上、臓器移植は積極的に推進されるべき正当な医療であるとする前提に行われた。そして、脳は死んだ（とみなされ、その他はまだすべて生きている～生かされている、だからその臓器を移植に使える）人を死人ときめるか、死人とはしないで、臓器提供をしてよい「脳死状態」とするかの一点に矮小化されてしまったようである。

そして衆議院は多数決で、主として自民・新進両議員の賛成によって「脳死は人の死」とする法案を採択したのであるが、こういう問題を議会の多数決できめるということが果たしてまともといえるのだろうか。

すでに臓器移植を日常的に長年実行している国ぐにで、どのような成果があがっているのだろうか。また好ましくない問題がおきているか、といった問題が詳しく実証的に議論され、その内容が法案に反映されることもなかったようである。こんなことで臓器移植が推進されるようになった時、多勢の人々の不安と疑惑をよく防げるのだろうか。

はっきりしているのは、臓器移植は正当な医療、これによって生き続ける道が開けると予測される人々には極力洩れなく提供されるべき医療であろう。だとすれば、決定的な提供不足が長く続き、もっと脳死をふやせ、脳死者からの臓器提供をふやせとする圧力が、臓器移植の普及を迫って強まり続けるにちがいないということであろう。

本人の明確な意思表示があつた場合だけ臓器提供を認める、あるいは臓器売買は厳禁するといった人権侵害歯止めの策がどこまで維持されるかとあやぶまれるのである。

極力脳死を防ごうとする医療と、脳死になった時の臓器をできるだけよい状態にしておこうという医療が甚だちがったものであるというのも、多くの人々が不安・疑惑を持つことになりそうな点である。

脳死の判定方法～基準は認識の進歩に応じて改訂されると明記されていないことも妥当であろうか。

脳死を人の死とすることから生じ得る問題点については「新医協」1425号にも、岩田研二郎氏のすぐれた指摘が掲載されている。

参院での審議に活かされるような働きかけをしたい。

（「新医協新聞」97年5月1日）